

尼崎市きょうちくとう賞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自己の身の安全をかえりみず行われた人命救助の行為者や、まちをきれいにしたり、他人に親切にする等、日常見聞される身近な善行者を表彰し、もって明るく楽しい生活環境づくりに資することを目的とする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、尼崎市きょうちくとう賞とする。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、尼崎市民又は尼崎市に関係のある個人又は団体とする。

ただし、年齢、性別、身分、前歴等による差別なく行うものとする。

(表彰対象者からの除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当すると認められる場合は、表彰の対象者から除外する。

- (1) 職務上及びこれに類する行為による善行者
- (2) 金品を寄付した者

(推薦方法)

第5条 表彰対象者は、団体の意思を代表するとみなされる者から推薦を受けるものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、選考委員会の議を経て、市長が決定するものとする。ただし、市長が、特に表彰に値すると認めるときは、推薦を待たずに決定することができる。

(選考委員会の構成)

第7条 選考委員は、総務局長、福祉局長及び総合政策局長をもって構成する。

(表彰の方法)

第8条 表彰は、市長が随時行うものとし、表彰状を贈る。

(表彰の報道)

第9条 表彰は、必要に応じ、日刊紙等に資料を提供し報道する。

付 則

この要綱は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和51年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年 5月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。